

令和2年 第4回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月6日(月) 午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	10番 野田弘之 委員
11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員
20番 小柳眞佐美 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員
27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(2人)

9番 中村勝郎 委員 21番 森 邦之 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について

(2) 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 農地法第3条申請の取下げ願いについて

(4) 農地法第4条の規定による許可申請について

(5) 農地法第5条の規定による許可申請について

(6) 専決事項の報告及び承認について

(7) 令和2年白石町農用地利用集積計画(5号)の承認決定について

(8) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) あっせん申出の取下げについて

業務連絡事項

(1) 第5回農業委員会総会の日時及び場所

(2) 農地パトロールの結果報告について

(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原 雅紀
農地農政係長 吉原 浩

課長補佐兼農地農政係長 香月 康彦
農地農政係 川崎 由香

7. その他出席職員

8. 会議の概要

課長補佐 それではただいまより、令和 2 年 4 月第 4 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 今日は、第 4 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

課長補佐 ありがとうございます。

本日は、33 番 中村康則委員から遅れる旨の連絡がっております。

また、9 番中村勝郎 委員と 21 番 森邦之委員から欠席の届けがっております。

本日の出席委員は 36 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、30 番永石恒弘委員、32 番南條喜代己委員を指名いたします。
これより議事に入ります。

= 議案番号第 43 号 =

議長 はじめに、1. 「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題といたします。議案番号第 43 号について事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 43 号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

4 月 1 日付けで農業委員会事務局から 洲上悦子が農業振興課 農政係へ出向をしております。

後任は、香月麻里、前職は総務課 職員係でございます。

詳細は、議案書をご覧ください。

なお、農業委員会の職員は農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項により農業委員会が任免すると規定されております。

紹介を兼ねて、会長より辞令交付をいたします。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

課長補佐 それでは一人ずつ、ご挨拶をいたします。

(異動職員の挨拶)

課長補佐 これでは、議案番号第 43 号白石農業委員会事務局職員の人事異動の発令については終了いたします。

＝議案番号第 44 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 44 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 44 号。権利の種類は所有権移転(売買)。
申請農地は、大字堤字牛田〇〇番、田 1,909 m²です。
譲渡人は、白石町大字堤〇〇番地(三町北)〇〇さんです。
譲受人は、白石町大字堤〇〇番地(三町北)〇〇さんです。
農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。
議案の位置図は、1 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地については、譲受人が近隣農地を耕作されており、今回、譲渡人の要望により申請をなされております。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 44 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 44 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 45 号＝

議長 続きまして、議案番号第 45 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 45 号。

権利の種類は所有権移転(売買)。

申請農地は、大字湯崎字川津〇〇番、〇〇番、畑 141 m²です。

譲渡人は、白石町大字湯崎〇〇番地、川津の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字湯崎〇〇番地、川津の〇〇さんです。耕作面積は、田 18,116 m²、畑 1,239 m²、合計 19,355 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、お勤めのかたわら、現在、米を中心に約 1.8ha の規模で営農されています。今回の申請農地については、譲渡人、譲受人双方の要望により申請をなされております。譲受人は、今後ともこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 45 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 45 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 46 号＝

議長 続きまして、議案番号第 46 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 46 号。

権利の種類は所有権移転(贈与)。

申請農地は、大字大渡字喜佐木〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、同じく字七本松〇〇番、田 8,940 m²、畑 288 m²、合計 9,228 m²です。

譲渡人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の〇〇さんです。

耕作面積は、田 29,429 m²、畑 692 m²、合計 30,121 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請農地については、叔父から甥への贈与ということで、双方の要望により申請をなされております。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご

意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 46 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 46 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議案番号第 47 号＝

議長 続きまして、議案番号第 47 号事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 47 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、大字福吉字本松〇〇番、同じく字昭栄〇〇番、大字福富字昭和搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分興福二区〇〇番、〇〇番、同じく興福三区〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 27,106 番、畑 37,567 番、合計 64,673 ㎡です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 74,462 ㎡、畑 45,983 ㎡、合計 120,445 ㎡です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給のため、後継者に対しての使用貸借権の設定です。期間は令和 2 年 6 月 12 日から令和 12 年 6 月 30 日です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 47 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 47 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 48 号 =

議長 続きまして、議案番号第 48 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 48 号。

権利の種類は所有権移転(売買)。

申請農地は、大字馬洗字上黒木〇〇番、畑 284 m²です。

譲渡人は、佐賀市駅南本町〇番、佐賀市の〇〇さん、江北町大字山口〇〇番地、江北町の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地、宮田の〇〇さんです。

耕作面積は、田 26,955 m²、畑 1,088 m²、合計 28,043 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。

地元農業委員として 3 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、双方の要望で申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑

ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 48 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 48 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 49 号 =

議長 続きまして、議案番号第 49 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 49 号。

権利の種類は所有権移転(贈与)。

申請農地は、大字遠江字一本柳〇〇番、畑 58 m²です。

譲渡人は、佐賀市下田町〇番〇号、佐賀市の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字遠江〇〇番地(太原中)〇〇さんです。

耕作面積は、田 31,001 m²、畑 58 m²、合計 31,059 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は譲渡人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員である私から補足説明いたします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。申請農地については、隣接する農地を譲受人が耕作しておられ、今回、譲渡人の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束さ

れており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。地図を見ると宅地で名前が違うので、説明をお願いします。譲受人がそこだけとなるとどうなるのでしょうか。

○番 ほかのところもこれから売買します。

課長補佐 3条で売買の〇〇番の畑については、3条で今回挙がっておりますが、〇〇番については議案番号第58号の農用地利用集積のなかで、あっせん売買による売買もなされております。

○番 全部含めて、あとの売買のところではしております。

課長補佐 議案番号第49号については同様ということで発表はしてはおりませんが、周辺の農用地については、あっせんということで金額もお示ししております。

議長 ほかにございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第49号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第50号 =

議長 続きまして、議案番号第50号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第50号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地は、大字牛屋字三本谷〇〇番、同じく字江脇〇〇番、同じく字福山搦〇〇番、〇〇番、同じく字舩搦〇〇番、大字戸ヶ里字四本榎〇〇番、大字新明〇〇番、田 15,078 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。

耕作面積は、田 15,078 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、子に対する贈与（相続時精算課税制度適用）でございます。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 50 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 50 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 51 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 3 条申請の取下げ願ひについて」を議題とします。議案番号第 51 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 51 号、農地法第 3 条申請の取下げ願ひについてですが、権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は大字築切字谷〇〇番、同じく〇〇番、田 4,215 m²です。

譲渡人は白石町大字築切〇〇番地、二の竈の〇〇さんです。譲受人は白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人双方の要望により農地法第 3 条による所有権移転（売買）を取りやめたいというものです。この議案につきましては、令和 2 年 3 月 5 日第 3 回農業委員会総会 議案番号第 27 号で審議の結果、保留になっておりました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 51 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 51 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 52 号 =

議長 続きまして、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。では、議案番号第 52 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 52 号。

申請農地は、大字堤字堤〇〇番、田 40 m²です。

申請者は、白石町大字堤〇〇番地、小島の〇〇さんです。

転用目的は、宅地進入路です。

転用の事由は、二世帯住宅新築に伴い、進入路の幅が狭かったため、令和元年 11 月上旬から進入路の拡幅用地として利用していたというものです。始末書の提出がっております。

事業又は施設の概要は、進入路拡幅 49 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地・道路、西側が宅地、南側が宅地、北側が田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が令和 2 年 2 月 18 日に一般により決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 をこえないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として3月30日に事務局と現地確認を行いました。申請は、宅地進入路の拡幅を目的とするものです。転用申請については、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断します。なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第52号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第53号＝

議長 続きまして、議案番号第53号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第53号。

申請農地は、大字堤字堤〇〇番、〇〇番、田691㎡です。

申請者は、白石町大字湯崎〇〇番地、川津の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場です。

転用の事由は、自動車整備業を営んでいるが、駐車スペースが狭く、道路にはみ出すような状況にあるため、一時仮置き駐車スペースとして活用したいというものです。

事業又は施設の概要は、駐車場18台277.2㎡、乗入部168㎡、通路部138.6㎡、その他水路等107.2㎡です。

位置及び影響等は、東側が田・宅地、西側が田、南側が宅地、北側が水路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成26年12月4日に見直しにより決定公告されてい

ます。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として3月30日に事務局と現地確認を行いました。申請者は、自動車整備業を営んでおられますが、来店者の駐車場も狭く、整備車両の仮置き場も不足しているため、整備車両の駐車スペースとして利用するものです。転用申請については、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第53号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第54号＝

議長 続きまして、議案番号第54号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第54号。

申請農地は、大字馬洗字上黒木〇〇番、畑77㎡です。

申請者は、江北町大字山口〇〇番地、江北町の〇〇さんです。

転用目的は、庭です。

転用の事由は、平成2年頃から庭として利用していたというものです。始末書の提出がっております。

事業又は施設の概要は、庭 77 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側が道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成26年12月4日に見直しにより決定公告されています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1をこえないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11ページから12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として3月26日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、庭の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第54号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 55 号＝

議長 続きます、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 55 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 55 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字深浦字笹山添〇〇番、畑 383 m²です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、室島の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅です。

転用の事由は、現在借家住まいが手狭となってきたため、居住環境が良く、条件に適している申請地に住宅を建築したいというものです。

事業又は施設の概要は、一般住宅（1 棟）45.55 m²、駐車場（3 台）75 m²、庭園 90 m²、通路 172.45 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が学校用地です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項ですが、当初から農振除外です。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、中山間地にあたり一般住宅の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 55 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。議案番号第 55 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 56 号 =

議長 続きまして、「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 56 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 56 号。申出農地の表示。大字遠江字五本松〇〇番、田 2,455 m²、農振農用地区域内です。あっせん申出人は、白石町大字遠江〇〇番地、太原中の〇〇さんです。

あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務執行規則第 2 条に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めます。

議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方お願いいたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 56 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 56 号は承認することに決定をいたします。

= 議案番号第 57 号 =

議長 続きまして、議案番号第 57 号事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 57 号。 申出農地の表示、大字遠江字一本柳〇〇番、1,268 m²、農振農用地区域内でございます。

あっせん申出人は、佐賀市下田町〇番〇号、〇〇さんです。

申請理由は後継者なしによる農地の処分でございます。

あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

先ほどの議案第 56 号と同様に、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めらるるものでございます。

議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方お願いいたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 57 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 57 号は承認することに決定をいたします。

＝議案番号第 58 号＝

議長 続きまして、議案番号第 58 号「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について」議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 58 号第 5 号の農用地利用集積計画 5 号について説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 6 件となっております。所有権の総面積は、24,644 m²です。詳細につきましては、お手元の資料にてご確認下さい。

続きまして「利用権設定関係」でございます。2 ページから 4 ページにかけて 20 件、5 ページから 18 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 68 件、合わせて 88 件の計画が提出されています。賃借権設定が 84 件、使用貸借権設定が 4 件となっております。そのうち新規が 74 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 59 件で、再設定は 14 件でした。また、農地利用集積円滑化団体である J A を通して設定され

るものは3月で終わりました。今回の利用権の総面積は907131.60㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは4件、個人によるものが16件、農地中間管理機構によるものが68件となっています。なお、今回の計画の中で未相続農地は8件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして88件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 整理番号の2番と3番は、私があっせんしたので、少し説明いたします。ひとつは地図の6ページと15ページを見ていただければわかりますように、不整地になっております。この案件につきましては、3年前のあっせん申し出でありまして、3年で3人、人間が変わっております。今後、買う人がいないということで、集落の中、限られた人ということで、家族の方は乗り気でない中、無理に〇〇さんに売ったということ、一括して売らなければならなかったこと、同時に売らなければならなかったこと、それからこの格好で売らなければならなかったことをわかっていただきたいと思えます。

議長 他にご意見ございませんか。ないようですので、採決に入ります。

○番 整理番号6番の売買価格の〇〇万円、これは同じ区画で丁度、あっせんの売買になっていた時に〇〇万くらいで設定していましたが、〇〇万円安くなって、先月での総会の時の〇〇の3筆のなかの1筆は〇〇万円売買はあったのですが、今度〇〇万円安くなった理由があったら教えてください。

○番 〇番〇〇です。ここは、隅に残土を勝手に置いてあって、それを広げるという話だったが、買う人が「いいです。」ということで、「それだったら単価を下げてください。」ということでした。

○番 それから面積が3反以下だったことと、同じ並びの北100mくらいを前回のあっせん会では〇〇万を〇〇万にしていたが、今度は〇〇万にしたということです。なので、上限的にはしております。面積的に3反以下だったので、いくらか下げないといけないということで、このように下げしております。

○番 5反以下でも同じ〇〇の3筆中の1筆だからですか。

○番 当初、売り主が3筆に分かれているので、1筆ずつ。奥様も亡くなられて、自分ではどうしても農業はできないということで、〇〇委員が言われたようにあちこちお願いしたが、当初は自分がすでに単価を出して言ってあって、単価が先歩きをして、なかなか買い手が見つからなかったわけです。単価をもっと下げてあったので、何人か話はあったのですが、先ほど〇〇委員が言われたように、売り手に利益があるように守って行くには、農業委員としてどうするかで、本人も3筆を1筆ずつ狭いほうから、狭いほうにたまたま、そういうことがあったので、「いずれ将来的には全部買います。」と言うことで、残りはとりあえず賃貸借でとしてあります。だから、売る人にもいいように、買う人もいっぺんに負担がかからないようにという配慮の下に、こういう売買のやり方になって、なるべくなら地元の人ということでしたが、なかなか地元の人も、すでに安い単価を本人から聞いていたので、「そういうわけにはいきませんよ。」と話したら、皆さん手を引いてしまって、だったら私が、同じ北明の近くの人に、無理をお願いをして、「どうでしょうか。」と言うことで、そしたら「よろしゅうございます。」と言うことでした。私たち農業委員会が、いろいろやったような声でしたが、我々は地元にも説明をして、皆さんにも説明をして、あなたも特に近くに、50m離れたところに、奥さんのところ作ってらっしゃるので、そういうこともあったでしょうけど、地元の人も「賃貸借なら作ってあげますけど、今さら田を買っても息子も孫もしないのに。」となかなか田を買おうとしないので、作るにしても借りるにしても、どうしても大型農家のどなたかに、お願いせざるをえないのです。

我々農業委員としても、賃貸借にしても売買に関しても、大型農家のみなさんにとにかく事情を聞いて説明して、先ほど〇〇委員が言われたように、どちらもいいほうに持っていかなければならないと、農業委員も頭の切り替えをしていかなければ買う人がいないと思います。

議長 他にございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第58号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第58号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

つづきまして、利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございます。

○番〇〇委員、○番〇〇委員、については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 58 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 58 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 59 号～議案番号第 64 号＝

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 59 号から議案番号第 64 号まで一括して事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 59 号。申出農地は、大字遠江字御大典搦〇〇番ほか、計 13,058 m²でございます。全て農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

議案番号第 60 号。申出農地は、大字東郷字三本楠〇〇番ほか、計 9,282 m²でございます。全て農振農用地区域内でございます。あっせん申出者は、白石町大字東郷〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、離農による農地の処分です。議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

議案番号第 61 号。申出農地は、大字築切字本谷〇〇番、1,019 m²でございます。農振農用地区域内でございます。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、離農による農地の処分です。議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

議案番号第 62 号。申出農地は、大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番ほか、計 3,680 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は規模縮小による農地の処分でございます。議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

議案番号第 63 号。申出農地は、大字牛屋字鹿清搦〇〇番ほか、計 5,336 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申出者は、佐賀市大字末次〇番地、〇〇さんです。申請理由は遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

議案番号第 64 号。申出農地は、大字新拓〇〇番ほか、計 15,203 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申出者は、福岡市早良区西新〇丁目〇番、〇〇さんです。申

請理由は遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、24 ページから 26 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 59 号から議案番号第 64 号です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 59 号から議案番号第 64 号までご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 59 号から議案番号第 64 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。

議長 議案番号第 59 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 60 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 61 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 62 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 63 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 64 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 59 号は○番委員と○番委員、60 号は○番委

員と○番委員、61号は○番員と○番委員、62号は○番委員と○番委員、63号は○番委員と○番委員、64号は○番委員と○番委員。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

課長補佐 お手元の議案に記載しておりますとおり、議案番号第59号は○○、60号は○○、61号は○○、62号は○○、63号は○○、64号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1、合意解約の報告
2、あっせん申出の取下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
(1)令和2年第5回農業委員会総会の日時及び場所
(2)その他

○番 次回の農業委員の推薦状は、区長にお願いしないといけないのでしょうか。

課長補佐 推薦人は、区長・駐在員ではなければならないということはありません。

○番 そういうことですね。

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時05分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員